



## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス

代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 吉田 雄 人



許 可 の 年 月 日 平成29年6月25日

許 可 の 有 効 期 限 平成34年6月24日

COPY

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること）
  - (1) 事業の区分  
中間処理（中和、破碎、切断、破碎・洗浄・乾燥・選別、破碎・選別、洗浄）
  - (2) 処分内容別取扱う産業廃棄物の種類  
別紙のとおり。
2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）  
別紙のとおり。
3. 許可の条件
  - (1) 廃棄物の保管を行う場所の所在地等  
別紙のとおり。
  - (2) 廃棄物の搬入等については、周辺の生活環境に支障が生じないように実施すること。
  - (3) 中間処理後の管理型廃棄物については、容器保管とすること。
  - (4) 廃棄物の処分に当たっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。
  - (5) 火災発生等の事故防止管理を徹底し、非常時における消火設備等緊急連絡網を密にすること。
4. 許可の更新又は変更の状況  
平成29年 6月25日 許可の更新
5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

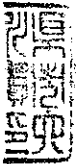
別 紙

処分内容別取り扱う産業廃棄物の種類

- 中和に係るもの 廃酸、廃アルカリ
  
- 破砕に係るもの  
(1) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
  
- 破砕に係るもの  
(2) 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、以上4種類の混合物（廃乾電池、廃小型電子部品、廃小型照明器具に限る。）
  
- 切断に係るもの 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
  
- 破砕・洗浄・乾燥・選別に係るもの 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、以上3種類の混合物（廃蛍光灯並びにその他の廃ランプ類及び廃計測器具類）
  
- 破砕・選別に係るもの 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
  
- 洗浄に係るもの 燃え殻、廃プラスチック類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、金属くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、がれき類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ばいじん  
以上のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：中和施設  
設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成8年12月15日  
処理能力：2.24m<sup>3</sup>/8h
  
- (2) 施設の種類：破砕施設（1）  
設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成5年12月17日  
処理能力：72t/12h  
許可年月日：平成5年12月17日  
許可番号：第28号
  
- (3) 施設の種類：破砕施設（2）  
設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成21年10月30日  
処理能力：1.6t/8h



別紙

- (4) 施設の種類：ユンボによる破砕1基  
設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成3年11月15日  
処理能力：120t/12h
- (5) 施設の種類：切断施設  
設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：昭和61年2月21日  
処理能力：24t/12h
- (6) 施設の種類：破砕・洗浄・乾燥・選別施設  
設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成4年6月25日  
処理能力：19.2t/24h
- (7) 施設の種類：破砕・選別施設  
設置場所：横須賀市内川二丁目2番2号  
設置年月日：平成13年12月7日  
処理能力：800m<sup>3</sup>/8h
- (8) 施設の種類：洗浄施設（洗浄作業は施設内に限る。）  
設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号  
設置年月日：平成16年4月30日  
処理能力：9t/8h

許可の条件

保管を行う場所に関する事項

廃棄物の保管を行う場所の所在地等は、次に限る。

① 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：738m<sup>2</sup>

保管する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

保管上限：828.9m<sup>3</sup>

積上げ高さ：－

② 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：3m<sup>2</sup>

保管する廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、以上4種類の混合物（廃乾電池、廃小型電子部品、廃小型照明器具に限る。）

保管上限：3.2m<sup>3</sup>

積上げ高さ：－

③ 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：180m<sup>2</sup>

保管する廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、以上3種類の混合物（廃蛍光灯類並びにその他の廃ランプ類及び廃計測器具類）

保管上限：保管上限：255m<sup>3</sup>

積上げ高さ：－

別紙

- ④ 所在地：横須賀市内川二丁目2番2号  
面積：880<sup>m</sup><sup>2</sup>  
保管する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類  
保管上限：776<sup>m</sup><sup>3</sup>  
積上げ高さ：－
- ⑤ 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号  
面積：49<sup>m</sup><sup>2</sup>  
保管する廃棄物の種類：燃え殻、廃プラスチック類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、金属くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、がれき類（製造施設、研究施設、廃棄物焼却施設その他の処理・加工の工程を有する施設、その設備装置及びこれらの附属部品に限る。）、ばいじん  
保管上限：147<sup>m</sup><sup>3</sup>  
積上げ高さ：3m
- ⑥ 所在地：横須賀市内川二丁目5番50号  
面積：7.7<sup>m</sup><sup>2</sup>  
保管する廃棄物の種類：燃え殻、ばいじん  
保管上限：9<sup>m</sup><sup>3</sup>（洗浄水受けタンク6<sup>m</sup><sup>3</sup>、洗浄水運搬用タンク3<sup>m</sup><sup>3</sup>）  
積上げ高さ：－

